

# 指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)

## 運営規程

### (事業の目的)

第1条 公益財団法人シルバーリハビリテーション協会シルバークリニックが行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

- 2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、居宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

### (名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 公益財団法人 シルバーリハビリテーション協会  
シルバークリニック  
所在地 青森県八戸市大字河原木字八太郎山 10-444

### (従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	医師	1人		クリニックと兼務
理学療法士	理学療法士	2人		
作業療法士	作業療法士			
言語聴覚士	言語聴覚士			

#### (1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

#### (2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）

理学療法士等は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日。ただし、祝日、12月30日～1月3日までを除く。

営業時間 平日 午前8時30分から午後5時30分

### (事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションは、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

### (通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、八戸市とする。

### (利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている割合額とする。

2 交通費は無料とする。

#### (緊急時における対応方法)

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

#### (相談・苦情処理)

第10条 事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

#### (事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）等の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

4 事業所は、前項の損害賠償のために、損賠賠償責任保険に加入する。

#### (事業継続計画の策定)

第12条 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を受けられるよう、また、訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施できるための計画と訓練、また、関連機関との連携についての策を講じるよう努める。

#### (感染症の予防及びまん延の防止)

第13条 感染症の予防及びまん延防止のための委員会を設置し、必要な対策の検討と措置を講じるよう努める。

#### (虐待の防止)

第14条 利用者の尊厳の保持や、利用者的人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性の高い虐待の防止のため必要な対策の検討と措置を講じるよう努める。

- (1) 虐待防止のための対策を担当する担当者の設置、対策検討する委員会の設置
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (その他運営に関する留意事項)

- 第15条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、財団法人と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年1月16日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年7月22日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から一部改正する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。